

## 鳥取県 35歳以上在校生技能検定受検奨励金支給要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、技能検定の受検手数料に係る負担を軽減し、受検を促進することを目的として、35歳以上在校生が技能検定を受検する場合において、平成22年3月31日鳥取県告示第190号に定める手数料の額のうち、35歳未満在校生と35歳以上在校生の実技試験受検手数料の差額について、35歳以上在校生に対し、鳥取県35歳以上在校生技能検定受検奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において「在校生等」とは、受検申請を行う日の時点で以下のいずれかに該当する者をいう。

(1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく公共職業能力開発施設（県内に設置されているものに限る。）における訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。）

(2) 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練（県内で実施されているものに限る。）を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。）

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく中等教育学校（県内に設置されているものに限る。）の後期課程に在籍している者

(4) 学校教育法に基づく専修学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく各種学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

(5) 学校教育法に基づく高等専門学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

(6) 学校教育法に基づく短期大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

(7) 学校教育法に基づく大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

2 この要領において、「35歳以上」とは、実技試験実施日に属する年度の4月1日において35歳に達している者をいう。（出入国管理法及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上覧の在留資格をもって在留する者は除く。）

### (支給の要件)

第3条 奨励金は、35歳以上在校生等が、技能検定機械検査、機械加工、電気機器組み立て、電子機器組み立て、内燃機関組み立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工、家具製作職種2級及び3級を受検するため、鳥取県職業能力開発協会に受検手数料を払い込み、鳥取県35歳以上在校生技能検定受検奨励金支給申請書（様式第1号）（以下「支給申請書」という。）を受検票、在学証明書等とともに県に提出した場合で、第7条に定める支給決定を受けた場合に予算の範囲内で当該在校生等に対して支給するものとする。

### (支給限度額)

第4条 奨励金の支給額は、35歳以上在校生等の1回の受検につき、下記の金額を限度として支給

する。

| 区分 |  | 支給限度額  |
|----|--|--------|
| 2級 | 機械検査   | 9,000円 |
|    | 機械加工、電気機器組み立て、電子機器組み立て、内燃機関組み立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工、家具製作 | 9,000円 |
| 3級 | 機械検査   | 7,200円 |
|    | 機械加工、電気機器組み立て、電子機器組み立て、内燃機関組み立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工、家具製作 | 9,000円 |

(申請期間)

第5条 奨励金の支給の申請は、技能検定実技試験の試験日から起算して90日以内に行うものとする。

(支給の申請方法)

第6条 奨励金の申請を行う在校生等は、支給申請書に次の各号に掲げる書類を添えて産業人材課長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書(実技試験日以降に取得したもの)等在校生であることを証明する書類
- (2) 申請に係る受検票の写し

(支給の決定等)

第7条 産業人材課長は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

- 2 産業人材課長は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは奨励金の支給を決定するものとする。
- 3 産業人材課長は、前項又は次条により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請者に対して、鳥取県35歳以上在校生等技能検定受検奨励金支給(不支給)決定通知書(支給の場合は様式第2号、不支給の場合は様式第3号)により、当該申請書を受理した日から60日以内に通知するものとする。
- 4 産業人材課長は、奨励金の支給決定を行ったときは、速やかに支給決定額を申請者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(不支給要件)

第8条 産業人材課長は、申請者が不実の記載をした場合は、奨励金を支給しないものとする。

(奨励金の返還)

第9条 産業人材課長は、奨励金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、鳥取県35歳以上在校生等技能検定受検奨励金支給決定取消・返還通知書(様式第4号)により、当該者に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

(1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合

(2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途産業人材課長が定める。

附 則

この要領は、令和2年1月24日から施行する。